

(仮称) 高岡市こども計画

素案

令和7年3月

高岡市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画策定の考え方	1
3 高岡市こども計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 SDGsを踏まえた計画の推進	3
第2章 こどもと子育てを取り巻く環境	4
1 人口等の状況	4
2 産業等の状況	9
第3章 計画が目指す将来像	11
1 基本理念	11
2 計画の体系	12
3 施策体系	14
第4章 基本施策	17
基本目標Ⅰ 全てのこどもへの支援体制づくり	17
基本目標Ⅱ 全ての子育て当事者への支援体制づくり	21
基本目標Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援する環境づくり	25
基本目標Ⅳ 支援が必要なこどもや家庭を守る体制づくり	28
基本目標Ⅴ こどもの意見を大切にした施策づくり	30
第5章 評価指標の設定	31
第6章 教育・保育サービスの提供	32
1 教育・保育提供区域の設定	32
2 量の見込みの算出の考え方	32
3 事業ごとの量の見込みと今後の方向性について	33
第7章 計画の管理について	49
1 計画の実行体制	49
2 計画の進捗状況の管理・評価	49
資料編	50
1 計画の策定過程	50
2 高岡市子ども・子育て会議条例	51
3 高岡市子ども・子育て会議委員名簿	53

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・目的

急速な出生率の低下による少子高齢化の進行、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、子どものいじめや自殺の増加など、子どもを取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。

これらの諸問題を背景に、令和5年4月、こども家庭庁が発足し、同時に、こども基本法が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進されました。

同年12月には、こども基本法に基づき「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。

また富山県では、国のこども大綱を勘案し、富山県こども計画（仮称）を令和7年3月に策定されるとともに、「こどもの権利に関する条例（仮称）」の策定を予定されています。

こども基本法では、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものと規定されており、現行計画である第2期高岡市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、高岡市こども計画を新たに策定します。

2 計画策定の考え方

「高岡市こども計画」では、心と身体の発達の過程にある者を「こども」と捉え、こどもが自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、権利が守られ、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指す基本計画として目標や施策を示すとともに、こども施策を総合的に推進する実行計画（アクションプラン）として策定します。

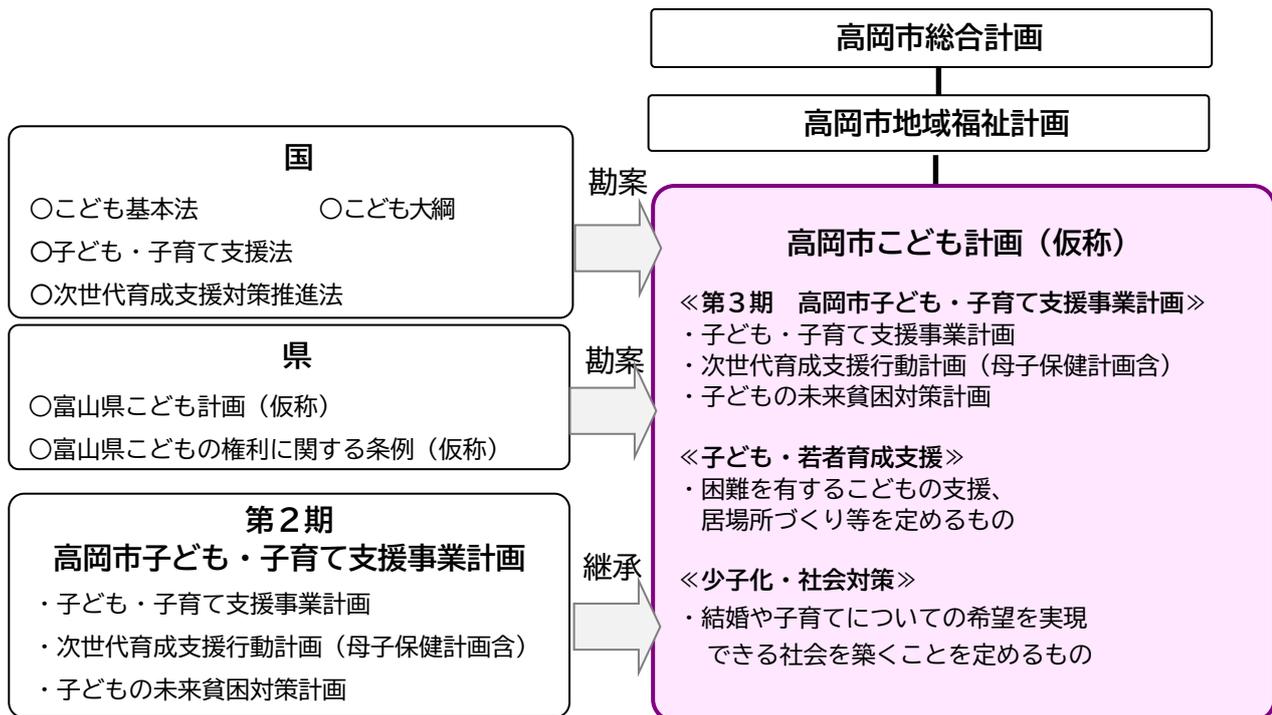
「こどもは地域の宝」という考えのもと、こどもを産み育てやすいまちとして、今を生きるこどもたちのみならず、次の世代、そしてその次の世代のこどもたちが夢や希望を持てるまちへと更に進化させることができるよう、行政のみならず、関係機関や地域の人々、企業などと連携しながら、こどもの育ちを支え、子育て当事者が安心してこどもを産み育てることができるようこどもや子育て当事者の意見を聴きながら、各施策を前に進めていきます。

そして、地域社会全体でこどもへのサポートを推進することで次代につなぐ循環を生み出し、「持続可能な未来都市 高岡」の実現につなげていきます。

3 高岡市子ども計画の位置づけ

本計画は、こども・子育て分野の個別計画として位置づけ、「こども大綱」に一元化される「子供・若者育成支援大綱」「こどもの貧困対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」を踏まえた計画として策定します。

また、「子ども・子育て支援法」に基づく今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するための「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく少子化対策を中心とした子育て支援の総合的な計画である「次世代育成支援市町村行動計画」、「子どもの未来貧困対策計画」を一体的に策定します。



4 計画の期間

本計画の期間は、5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

5 SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、令和12年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成された国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりに向けた取組をSDGsの理念に沿って進めることが求められています。本計画においても、SDGsを踏まえて、取組を推進します。

■持続可能な世界を実現するための17の目標とその内容



資料：国際連合広報センター

■本計画に掲げるもの



第2章 こどもと子育てを取り巻く環境

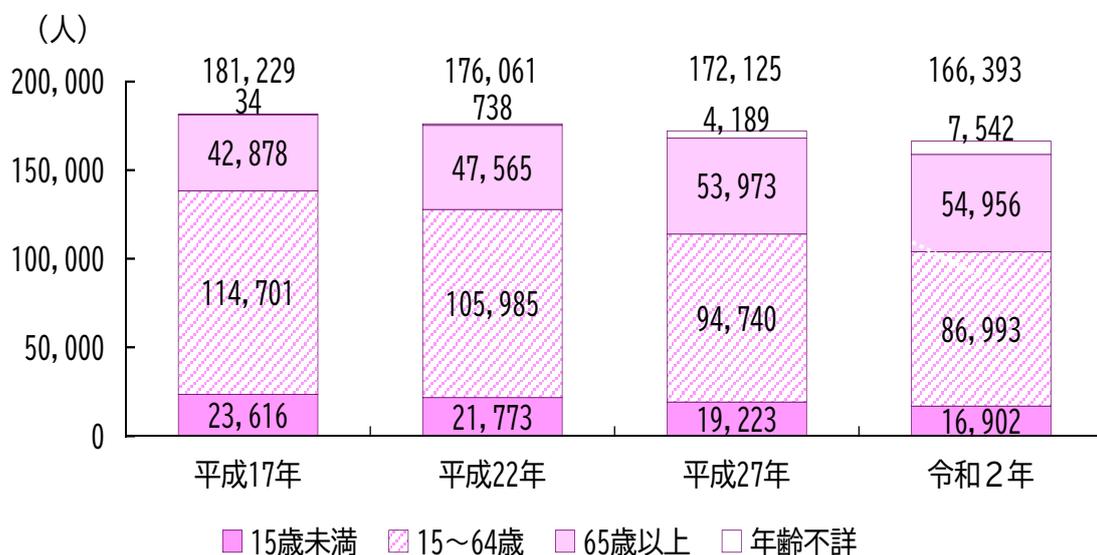
1 人口等の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、昭和60年の188,006人をピークに減少が続いており、令和2年は166,393人となっています。

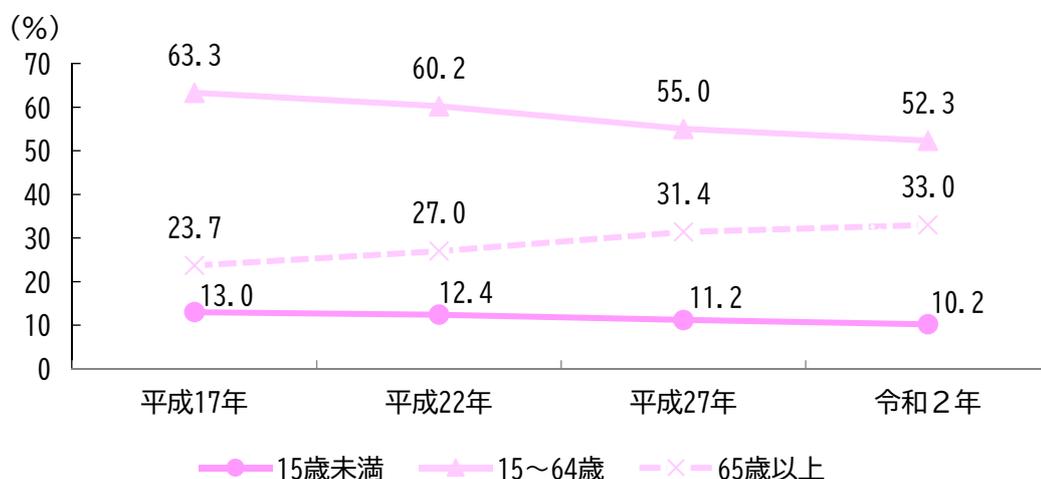
また、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳以上）は減少が続き、老年人口（65歳以上）は増加が続いています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■年齢別3区分別人口割合の推移

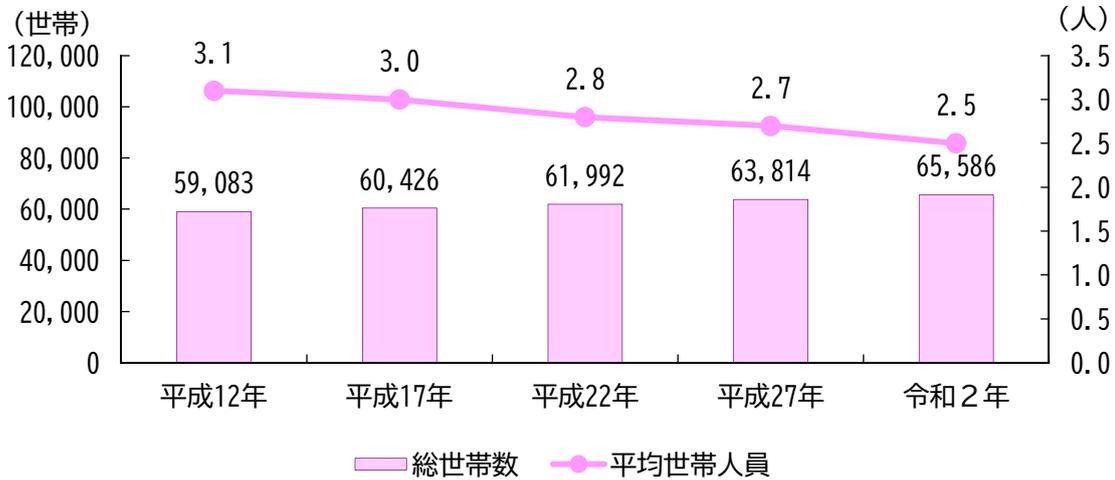


資料：国勢調査

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は増加が続いており、令和2年には65,586世帯となっていますが、平均世帯人員は減少が続き、核家族化の進行が続いていることが分かります。

■世帯数及び平均世帯人員の推移

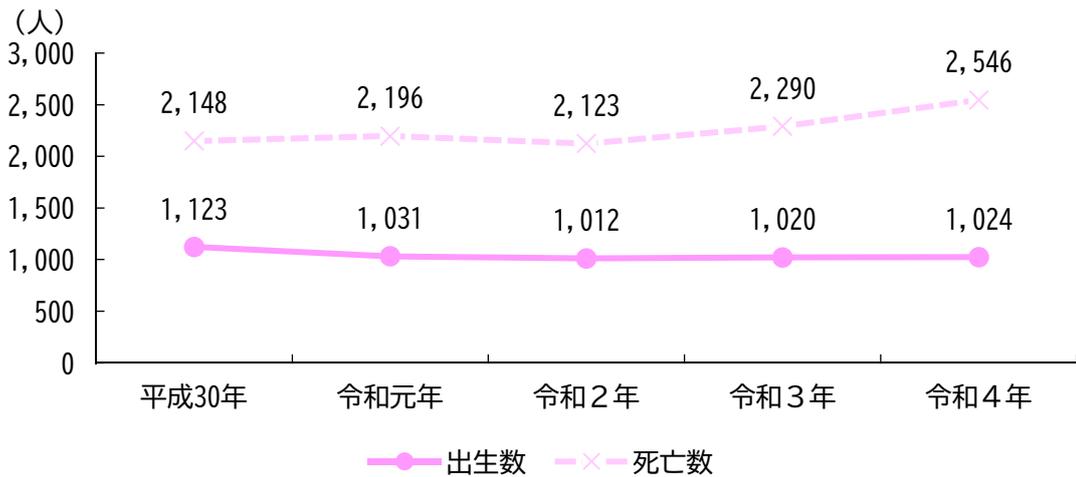


資料：国勢調査

(3) 自然動態

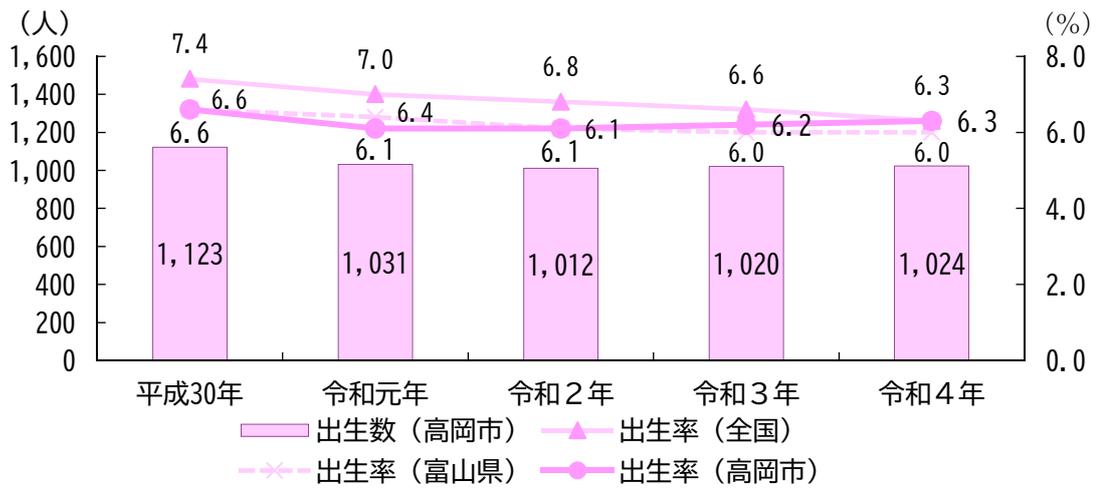
出生数は令和2年以降、横ばいとなっている一方で、死亡数は増加傾向にあり、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

■自然動態



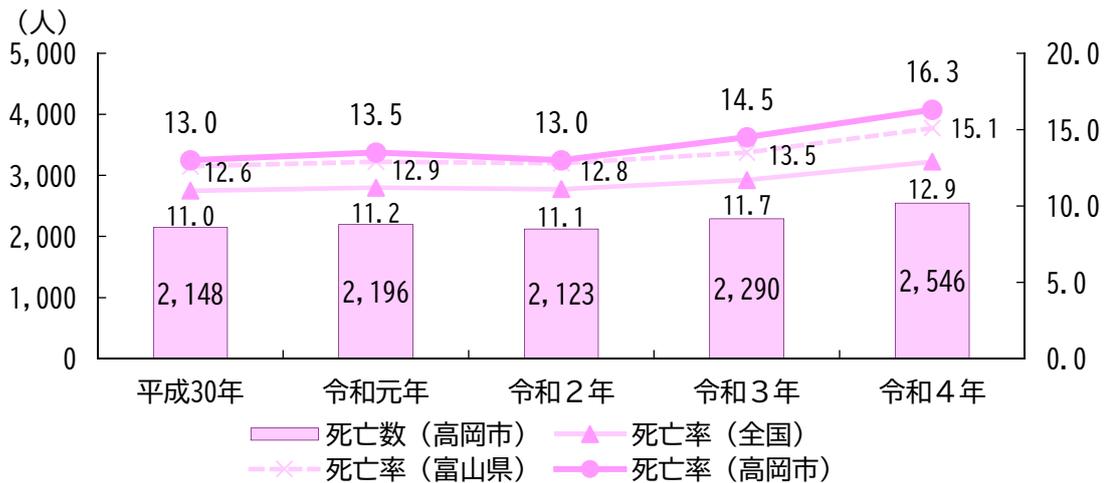
資料：国勢調査

■出生数及び出生率（人口千対）



資料：出生数…住民基本台帳、出生率…人口動態統計

■死亡数及び死亡率（全体）（人口千対）



資料：人口動態統計

■死亡数及び死亡率（乳児）（人口千対）

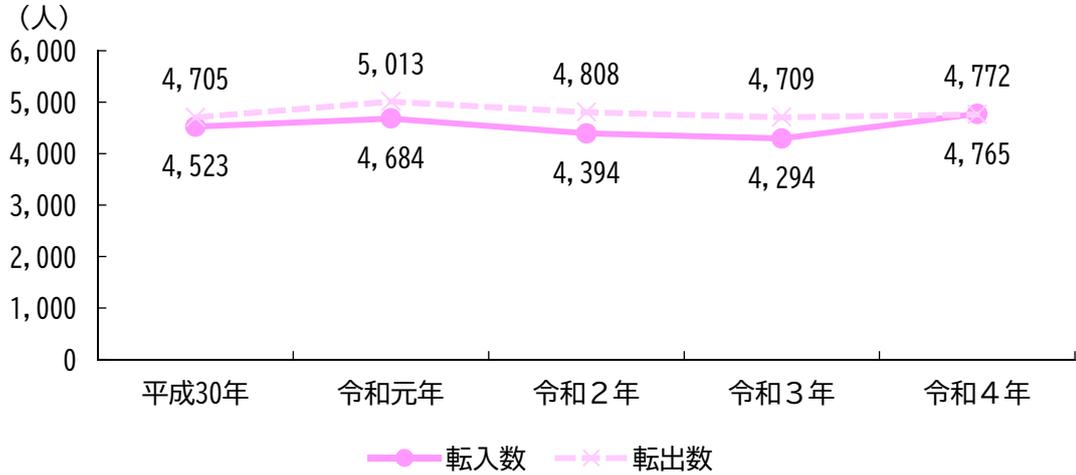
		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
死亡率 (全国) (-)		1.9	1.9	1.8	1.7	1.8
死亡率 (富山県) (-)		1.5	1.2	1.8	2.1	1.5
高岡市	死亡数 (人)	1	-	4	2	3
	死亡率 (-)	0.9	-	4.1	2.0	3.0

資料：人口動態統計

(4) 社会動態

平成30年以降、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いていましたが、令和4年は逆転し、僅かですが転入数が転出数を上回っています。

■社会動態



※移住者（移住相談窓口を通じた県外からの移住者数）は令和3年：138人、令和4年：137人、令和5年：143人と増加傾向にある。

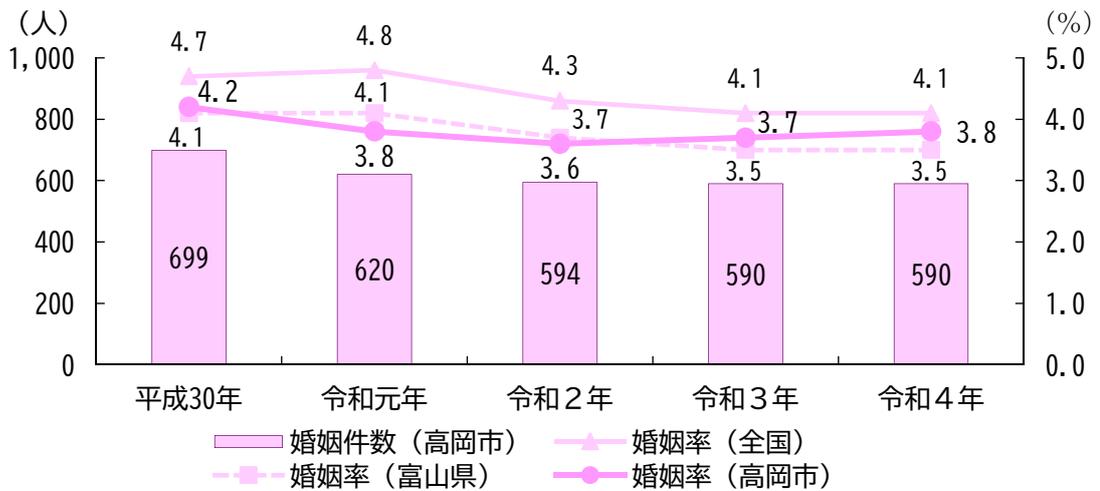
資料：高岡市統計書（各年12月31日現在）

(5) 婚姻状況

婚姻件数は、減少が続いていましたが、令和4年は横ばいとなっています。

婚姻率は、令和元年以降、4.0を下回っていますが、令和3年、令和4年は富山県を上回っています。また、全国と比較すると、平成30年以降、いずれの年も下回って推移しています。

■婚姻件数及び婚姻率（人口千対）の推移



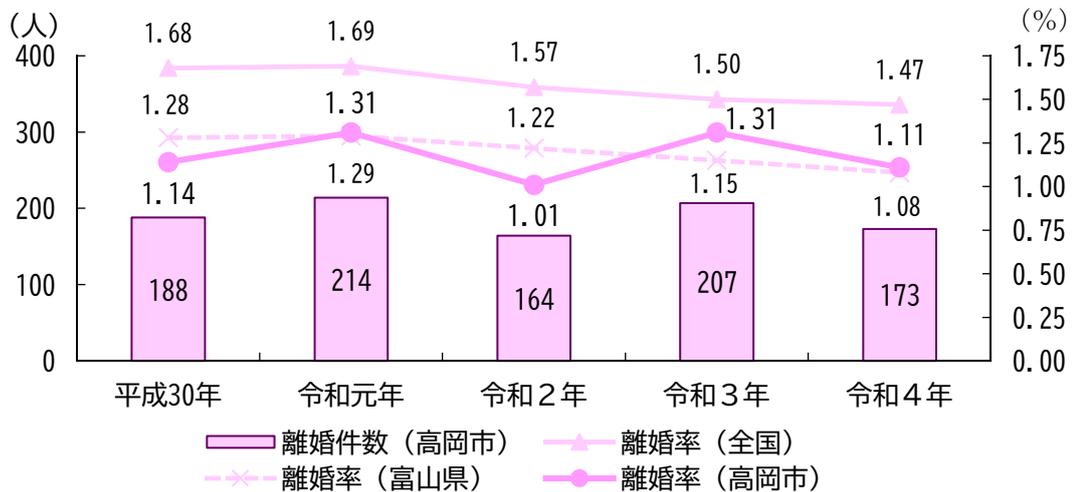
資料：人口動態統計

(6) 離婚件数

離婚件数は、年による増減はありますが、おおむね200件前後となっています。

離婚率は、富山県との比較では、年によって異なっていますが、全国との比較では、平成30年以降、いずれの年も下回って推移しています。

■離婚件数及び離婚率（人口千対）の推移

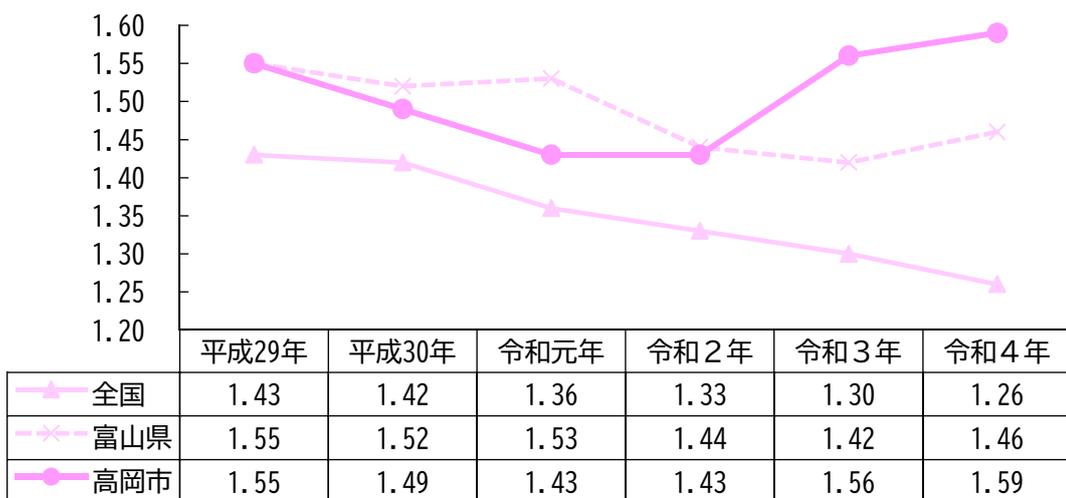


資料：人口動態統計

(7) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は低下が続いていましたが、令和3年、令和4年と上昇しており、この2年は富山県、全国ともに上回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料：全国・富山県：保健統計年報
 高岡市：(H29～R2) 高岡厚生センターの事業概要
 (R3～4) 高岡市健康増進課

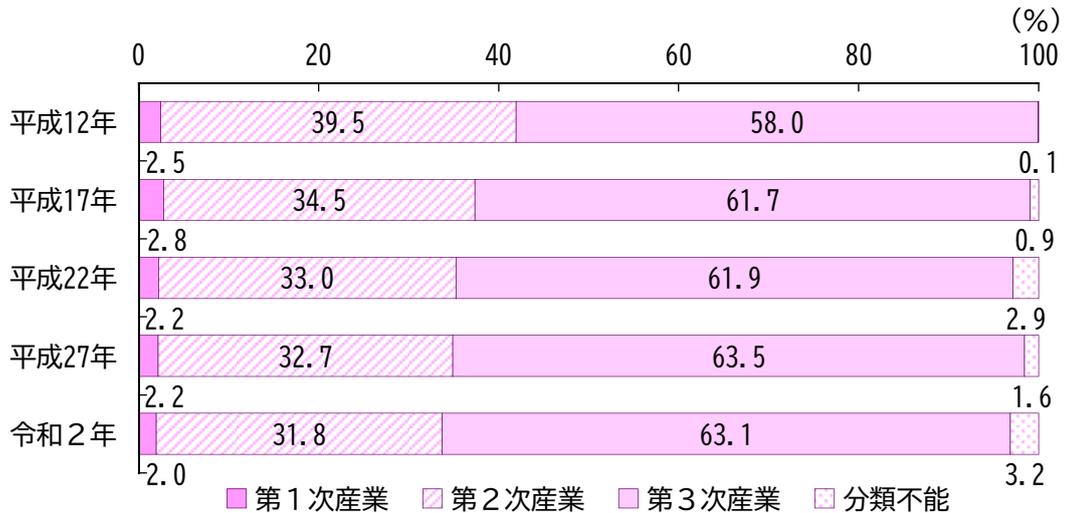
2 産業等の状況

(1) 産業別就業率の推移

産業別就業率の推移をみると、いずれの年も第3次産業の占める割合が最も高くなっています。

また、第2次産業の割合は低下が続き、第3次産業の割合は上昇傾向となっています。

■産業別人口割合の推移



資料：国勢調査

■産業別就業人口の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数(人)	98,762	93,949	86,985	85,832	84,258
第1次産業(人)	2,434	2,646	1,941	1,868	1,661
第2次産業(人)	38,981	32,458	28,727	28,097	26,769
第3次産業(人)	57,277	57,973	53,820	54,505	53,173
分類不能(人)	70	872	2,497	1,362	2,655

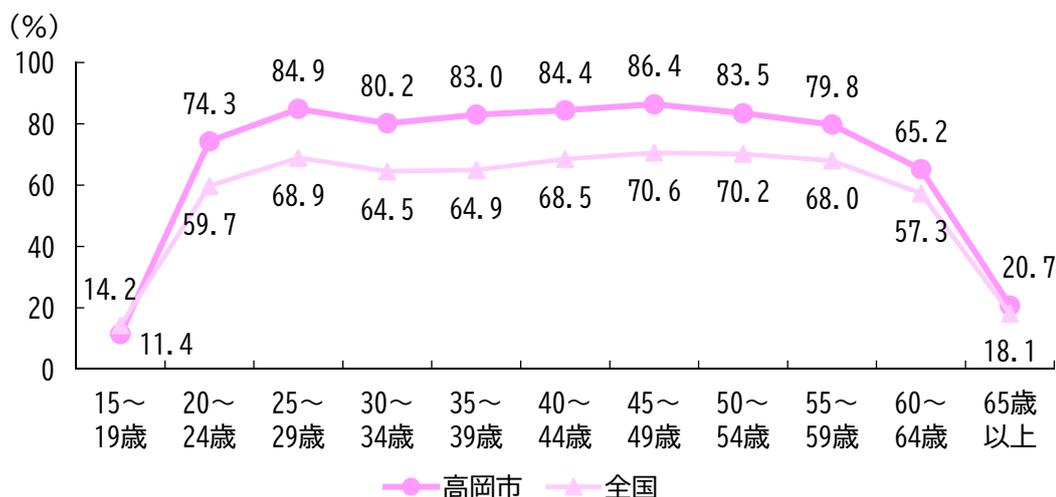
資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別就業率の状況

15歳以上の女性の年齢別就業率は、本市は30～34歳がその前後より低くなっており、いわゆるM字カーブがややみられます。また、全国との比較では、15～19歳と65歳以上を除く全ての年齢層で全国を上回っています。

平成27年の就業率と比較すると、全ての年齢層で令和2年が平成27年を上回っています。

■令和2年度 女性の年齢別就業率



資料：国勢調査

■女性の年齢別就業者数及び就業率

	平成27年				令和2年			
	高岡市			全国	高岡市			全国
	15歳以上人口(人)	就業者数(人)	就業率(%)	就業率(%)	15歳以上人口(人)	就業者数(人)	就業率(%)	就業率(%)
就業者数	78,218	38,975	49.8		74,546	38,887	52.2	
15～19歳	3,616	383	10.6	12.9	3,097	352	11.4	14.2
20～24歳	3,018	2,123	70.3	58.6	2,952	2,194	74.3	59.7
25～29歳	3,442	2,769	80.4	68.2	3,082	2,617	84.9	68.9
30～34歳	4,134	3,237	78.3	63.3	3,373	2,705	80.2	64.5
35～39歳	4,911	3,873	78.9	64.1	4,047	3,361	83.0	64.9
40～44歳	6,217	5,180	83.3	67.9	4,826	4,071	84.4	68.5
45～49歳	5,471	4,574	83.6	70.3	6,129	5,294	86.4	70.6
50～54歳	5,047	4,137	82.0	70.3	5,366	4,479	83.5	70.2
55～59歳	5,125	3,830	74.7	65.0	4,977	3,972	79.8	68.0
60～64歳	6,203	3,459	55.8	49.1	5,019	3,274	65.2	57.3
65歳以上	31,034	5,410	17.4	15.9	31,678	6,568	20.7	18.1

資料：国勢調査

第3章 計画が目指す将来像

1 基本理念

全国的に出生数や出生率が低下し、人口は減少傾向にあります。少子高齢化、人口減少は、経済の発展を停滞させるとともに、地域社会の活力の低下、こどもの健全な成長など様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

こどもは、一人の人格をもった尊重される存在であるとともに、将来の地域社会を担っていく存在でもあり、全てのこどもが健やかに育つことが求められています。

このことから、こどもが自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるよう成長していくことや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられることで、将来にむけて明るい希望を持てる社会につながるための取組を継続していくことが重要です。

本計画では、地域の宝であるこどもの視点を第一に考え、日本国憲法、こどもの権利条約を踏まえたこども基本法に基づき、こども大綱及び富山県こども計画（仮称）また県が制定予定のこどもの権利に関する条例（仮称）を勘案し、こども施策を総合的に推進し、こどもまんなか社会の実現を目指していきます。

こどもや子育て当事者を支えるため、行政はもとより、関係機関や地域の人々、企業などが連携しながら、こども施策を前に進め、こどもの育ちの環境を切れ目なく支えていくとともに、その取組を継続していくことで、将来、親となるこどもたちにとって、より子育てしやすいまちに進化していけるよう、次の世代からも共感を得られ、将来にバトンをつないでいけるような社会の実現に努めていきます。

～基本理念～

こどもを育み、支え、
次代へとつなぐ好循環社会の実現

2 計画の体系

(1) 基本目標

高岡市こども計画（仮称）では、こども、子育て当事者、地域社会とともにこどもをまんなかに据えた施策を総合的に進めていくことを前提に「全てのこどもへの支援体制づくり」、「全ての子育て当事者への支援体制づくり」、「地域社会全体で子育てを支援する環境づくり」、「支援が必要なこどもや家庭を守る体制づくり」、「こどもの意見を大切にした施策づくり」の5つの基本目標を定めます。

これら5つの基本目標を計画の柱とし、各施策を展開していきます。

基本目標1 全てのこどもへの支援体制づくり

○心と身体の発達の過程にある者をこどもと捉え、全てのこどもにライフステージに応じた切れ目ない継続的な支援を行っていきます。

基本目標2 全ての子育て当事者への支援体制づくり

○親が子育ての不安や負担を乗り越え、子育ての喜びが実感されるように、安心して子育てができるサービスの充実を図ります。

○親が安心してこどもを生み、自分らしい生き方を選択しつつ、こどもが健やかに成長できる環境をつくるため、仕事と生活の調和の啓発を進め、仕事と子育ての両立を支援します。

○子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴きながら、子育て当事者に必要な支援をともに考え、推進していきます。

○若い世代の結婚や出産に関する価値観が多様化する中で、望む方が希望を持って家庭を築き、こどもを育てる意義、喜びをイメージできるような施策に取り組んでいきます。

基本目標3 地域社会全体で子育てを支援する環境づくり

○市役所全体でこどもをまんなかに据えた施策を推進するとともに、関係機関や地域の人々、企業等と連携し、子育て家庭を見守り応援していく環境づくりに取り組みます。

○こどもが安全にのびのびと活動できるよう、また保護者や家族が安心して子育てに取り組めるように、子育てにやさしい生活環境を整えます。

基本目標4 支援が必要なこどもや家庭を守る体制づくり

○全てのこどもが生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策に取り組めます。

○全てのこどもがお互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現のため、障がい福祉サービスの充実や児童虐待の防止対策などに取り組み、全てのこどもの権利を守ります。

基本目標5 こどもの意見を大切にした施策づくり

○こどもは、心身の発達過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

こどもを多様な人格をもった個人として尊重し、その権利を保障し、こどもにとって最も良いことは何かを踏まえ、こどもをまんなかに据えた施策を推進していきます。

(2) 重点取組項目

全てのこどもが、年齢や発達の程度、置かれた環境に関らず、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送れるよう、地域社会全体でこどもと子育て当事者を支援する体制を構築することが重要です。現在の取組の成果と課題、こどもや子育て当事者への意向調査、国の動向などを踏まえ、基本目標の中で重点的に取り組む項目を5つ定め、各施策を推進していきます。

重点取組項目1 乳幼児期を中心としたこどもの育ちに対する支援の充実

母親の妊娠期から幼保小の接続の重要な時期に着目し、育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出します。

- 子育て当事者の産前・産後の支援の充実
- 保育所、認定こども園等の教育・保育環境の整備
- 幼児教育・保育と小学校教育の接続等の充実

重点取組項目2 子育て当事者が健康でゆとりを持ってこどもに向き合える社会づくり

経済的不安や仕事と子育ての両立の難しさ等、子育てにおける負担感を社会全体で支え、子育て当事者がゆとりを持ってこどもに向き合える社会を目指します。

- 子育て当事者に対し、経済的負担の軽減をはじめとしたきめ細やかな支援の実施
- 子育て当事者のニーズに応じた情報発信や相談体制の充実

重点取組項目3 地域社会と連携したこどもの居場所づくりの推進

こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増すため、社会の情勢変化を踏まえながら、こどもを見守り、地域でこどもを育てる環境づくりやこどもの居場所づくりを推進します。

- 民間活力を含めた放課後児童クラブの充実
- 行政、地域、企業等の連携によるこどもの居場所づくりの推進

重点取組項目4 誰一人取り残さないこども支援の充実

障がい、虐待、貧困等を含む保護や配慮が必要なこどもへの支援の充実を図り、誰一人取り残さないひとしい育ちの実現を図ります。

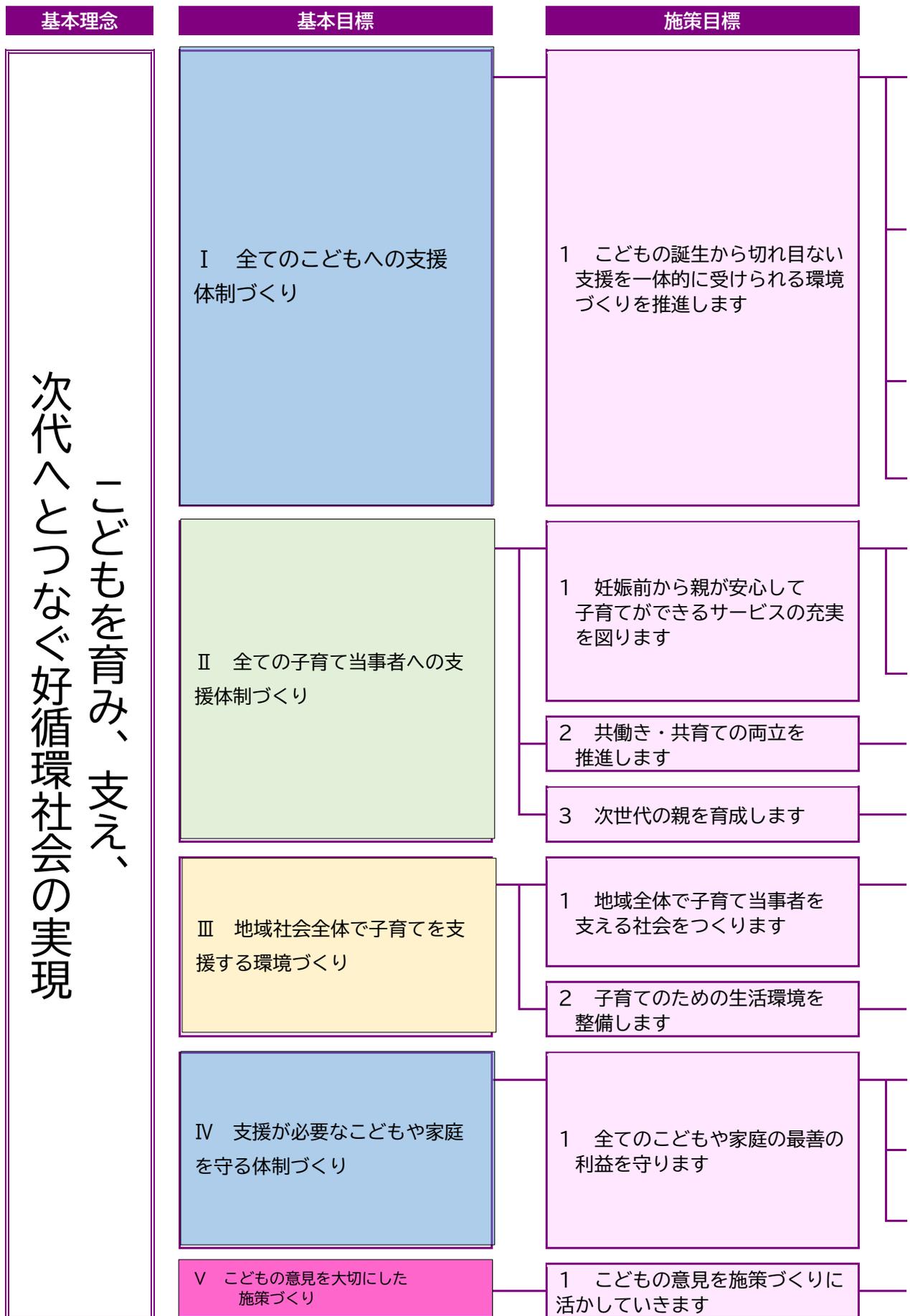
- 特性のあるこども、医療的ケア児等に対する支援の充実
- 虐待、ヤングケアラー等に対する支援の充実

重点取組項目5 次代を支える好循環づくり

こどもにとって最もよいことは何かを考慮した上で施策に反映し、継続的に実施事業の点検と見直しを行います。また、こども自らの意見が施策に反映される喜びを実感できるよう、次世代を担うこどもが郷土愛を育み、未来に夢や希望を持って成長できる好循環を創出します。

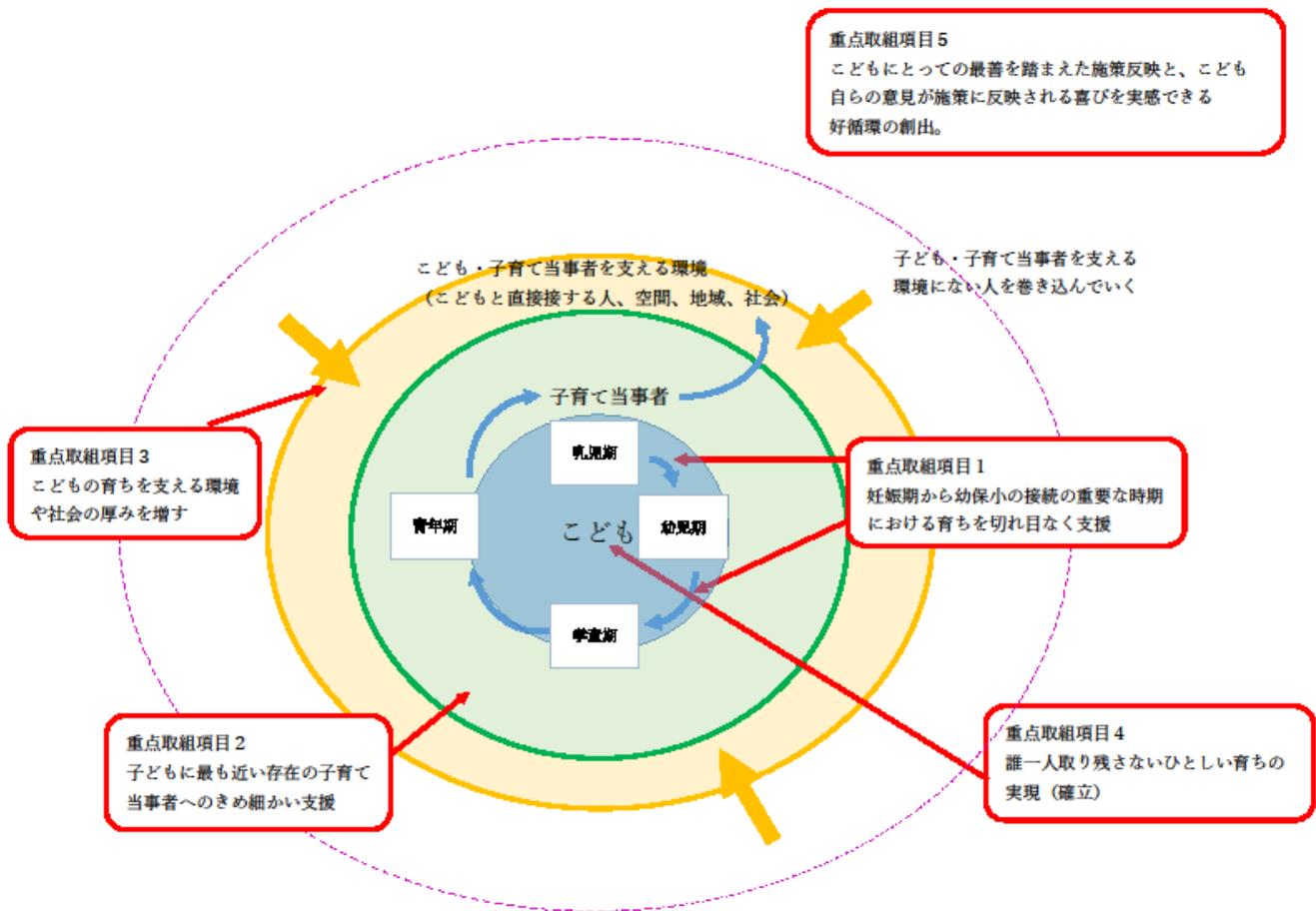
- こどもの意見を聴く機会を作り、こども施策へ反映
- こどもの社会参画の推進

3 施策体系



施策の方向性	主な具体施策
(1) こどもの健やかな成長のための保健医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの健康診査や保健指導の充実 ・こどもの望ましい生活習慣の確立への支援 ・こどもの感染症予防の推進 ・こどもの事故予防と医療体制の充実
(2) 教育・保育サービスの一体的提供と充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な教育・保育サービスの充実 ・教育・保育サービスの質の確保・向上 ・親の就業状況にかかわらない支援の充実 ・幼児を安心、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進 ・小学校教育との円滑な接続
(3) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の向上 ・豊かな心の育成 ・健やかな体の育成 ・学校と地域でつくる学びの充実 ・多様なニーズに応える教育環境の充実
(4) 若者に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自立に向けた取組に対する支援の充実 ・就労等につなぐ支援の充実
(1) 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前からの子育て支援・家庭支援の充実と体制強化 ・親の健康づくりの推進 ・子育て支援情報サービスの充実 ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減
(2) ひとり親家庭等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の支援
(1) 共働き・共育ての両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・共同参画意識の啓発 ・ワークライフバランスの推進及び仕事と子育ての両立支援
(1) こどもを生み、育てる意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚を希望する方への支援 ・結婚に伴う新生活への支援
(1) 地域での子育て支援環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童対策に係る取組の強化 ・こどもの居場所づくりの推進 ・体験活動の推進 ・地域の人材の育成
(1) 安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが安全・安心に過ごせる環境づくり ・こども・子育て当事者の目線に立った環境づくり
(1) こどもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間の貧困の連鎖を防止する取組の推進 ・こどもの生活の安定に資するための支援の推進
(2) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待発生を予防する取組の推進 ・早期発見、早期対応に対する取組の推進
(3) 障がい児・医療的ケア児等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期からの早期療育支援 ・専門的支援が必要な障がい児への支援の強化
(1) こどもの社会参画・意見反映	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの社会参画・意見反映の取組の推進 ・こどもまんなか社会の周知啓発

こども計画イメージ図



第4章 基本施策

基本目標Ⅰ 全てのこどもへの支援体制づくり

施策目標1 こどもの誕生から切れ目ない支援を一体的に受けられる環境づくりを推進します

母子保健と児童福祉の連携を推進し、乳幼児から若者までライフステージに応じた切れ目ない継続的な支援を提供できる体制を強化します。

このうち、こどもが多く時間を過ごすこととなる認定こども園、幼稚園、保育所、学校等では、全てのこどもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子育て当事者やその家族と共に、次世代を担うこどもに豊かな育ちと学びを提供していくことが求められています。

そのため、質の高い教育・保育を提供するための環境整備、教育・保育サービスの充実に努めます。

施策の方向性（1） こどもの健やかな成長のための保健医療の充実

小児保健医療の一層の充実と、次世代を担うこどもが健やかに育つ地域社会の実現に地域ぐるみで取り組みます。

《具体施策と主な事業》

● こどもの健康診査や保健指導の充実

こどもの健康診査や保健指導などを通し、疾病や発達の異常及び心の問題、虐待の早期発見を行い、こどもの心身の健康の保持・増進に取り組むとともに、それらの結果、必要に応じ、医療機関での精密健康診査、訪問指導や相談会、場の提供を行い、出産後から切れ目のない実施体制を整え、継続的に支援します。

<主な事業・取組>

3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査、保育所や学校での健康診断、歯科保健教育、歯科健康診査及びフッ素塗布、フッ素洗口、乳幼児訪問、乳児一般健康診査、幼児保健相談、保育所や学校での歯科健康診査、育児健康相談、相談体制の充実（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員）、人権教室・人権標語コンクール、道徳教育の充実、教職員研修の充実、不登校児童生徒対策事業、学校司書配置事業

● こどもの望ましい生活習慣の確立への支援

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために、乳幼児期から食生活や運動等の生活習慣についての正しい知識を普及するとともに、家庭や地域・保育園・学校等が連携を図りながら、社会全体でこどもが望ましい生活習慣を身につけるための取組に努めます。

<主な事業・取組>

乳幼児健康診査、健康教室（はじめての離乳食教室、赤ちゃんにこにこ教室）、保健師による訪問指導、健康づくり推進懇話会活動、（保育所・小中学校等の食育、小児生活習慣病予防の推進）

● **こどもの感染症予防の推進**

広報やパンフレットの配布などを通じて感染症に対する正しい知識の普及啓発を行います。伝染性の病気の発生及びまん延を予防するため、予防接種の効果や対象となる病気の正しい知識について情報提供し、正しい理解の下で接種いただくよう取り組みます。

<主な事業・取組>

感染症に対する正しい知識の普及啓発、こどもの定期予防接種の実施、インフルエンザ予防接種費用助成

● **こどもの事故予防と医療体制の充実**

こどもの事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する正しい知識について、普及啓発を行います。

また、小児救急医療体制の充実を図るとともに、適正な医療機関のかかり方、応急手当等について啓発します。

<主な事業・取組>

小児救急医療体制の充実、こどもの事故・乳幼児突然死症候群・乳幼児揺さぶられ症候群防止対策、交通安全教室

施策の方向性（２） 教育・保育サービスの一体的提供と充実

核家族化の進行や女性の社会進出、社会環境の変化に伴い、働く保護者が大きく増えていきます。このような中においても、全てのこどもの健やかな育ちを実現するため、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

《具体施策と主な事業》

● **多様な教育・保育サービスの充実**

全てのこどもの幸せを第一に考えるとともに、働く保護者のニーズを捉え、必要に応じたサービスを利用することができるよう、多様な教育・保育サービスの充実に取り組みます。

<主な事業・取組>

延長保育、預かり保育、休日保育、一時預かり事業、病児保育、医療的ケア児の保育

● **教育・保育サービスの質の確保・向上**

多様な教育・保育について、認定こども園・幼稚園・保育所等のサービスの担い手の確保と質の向上等に取り組みます。

<主な事業・取組>

保育所等におけるICT化の推進、保育士等の処遇改善・研修の充実、保育所等への看護師の配置の推進、保育士等就労助成事業

● **親の就業状況にかかわらない支援の充実**

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施します。

<主な事業・取組>

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、一時預かり事業（再掲）、病児保育（再掲）

● 幼児を安心、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進

低年齢児を中心に教育・保育サービスの需要は増加しています。
円滑な施設利用につなげるために、施設の適切な定員管理や、多くのこどもが一日を過ごすことになる市内保育所等において空調整備、防犯・安全対策、設備等環境整備に取り組みます。

<主な事業・取組>

認定こども園・幼稚園・保育所等の環境整備

● 小学校教育との円滑な接続

幼児教育・保育と小学校教育が連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育みます。また、教育総合支援センター（仮称）との連携を図り、特性のあるこどもの支援の充実に努めます。

<主な事業・取組>

架け橋期プログラムの実施、教育総合支援センター（仮称）

施策の方向性（3） こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育の充実

著しい社会環境の変化の中にあって、児童生徒が豊かな人間性を育み、自ら学び、たくましく生きる力を身につけることが求められています。

全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校生活、教育環境の更なる充実に努めます。

《 具体施策と主な事業 》

● 確かな学力の向上

基礎的・基本的な学力の着実な定着を図るとともに、自ら学び、考え、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、コミュニケーション能力を育みます。

<主な事業・取組>

教職員研修の充実、少人数教育の推進、中学土曜学習、ICT教育の推進、学校司書の配置の推進、教育研究団体への支援、英語等活動の推進

● 豊かな心の育成

自他の生命や人権を尊重し自然との共生を大切にする教育、温かい人間関係を基盤とし自己存在感や自己有用感を高める教育の充実に努めます。

<主な事業・取組>

相談体制の充実（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員）、人権教室・人権標語コンクール、道徳教育の充実、教職員研修の充実、不登校児童生徒対策事業、学校司書配置事業

● 健やかな体の育成

基本的な生活習慣の確立を基盤に、学校における適切な体育、部活動等の充実を図り、健康でたくましい児童生徒の育成に努めます。また、こどもたちの安全・安心・健康を最優先とし、疾病の予防と安全安心な学校給食の提供に努め、健やかな心身の育成を図ります。

<主な事業・取組>

学校体育における指導の充実、部活動の地域移行、学校保健の充実、部活動の充実、学校給食の充実と食育の推進

● **学校と地域でつくる学びの充実**

地域の文化や伝統に触れる活動及び自然体験を通し、望ましい職業観や豊かな感性、郷土を愛する心を育てます。また、コミュニティ・スクールを導入し、学校と保護者、地域が互いに連携し、地域全体で子どもを育てる協力体制づくりを推進します。

＜主な事業・取組＞

地元産業の体験学習（ものづくり・デザイン科）、高岡再発見プログラム、高岡の歴史文化に親しむ日、社会に学ぶ「14歳の挑戦」、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）、選挙啓発出前講座の推進、租税教室

● **多様なニーズに応える教育環境の充実**

本市の全ての子どもが、様々な友と出会い、心豊かでたくましく生きる力を培い、また、より多くの教員の指導の機会を得て多様な能力等を伸長するため、時代の変化に対応した新たな活動や対応が可能な施設、設備の整備等の教育環境の充実を進めます。

＜主な事業・取組＞

小中一貫教育の推進、安全・安心な教育環境の整備、特別支援教育の推進、教育総合支援センター（仮称）、GIGAスクールの推進、学校規模の適正化の推進、不登校児童生徒対策、外国人児童生徒教育支援、コミュニティ・スクール（再掲）

施策の方向性（４） 若者に対する支援の充実

18歳、20歳といった特定の年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある青年期のこどもの支援の充実を図ります。

＜＜具体施策と主な事業＞＞

● **自立に向けた取組に対する支援の充実**

若者がいつでも自立に向けた支援を受けられるよう、居場所や相談の場づくりなどの取組に対する支援を充実します。

＜主な事業・取組＞

ひきこもり支援の充実、生活困窮者支援等のための地域づくり事業の充実、重層的支援体制による相談支援の充実、ひきこもり支援の充実、高岡市荻布奨学金、高岡市人づくり奨学資金、たかおか留学奨学資金、高岡市海外留学支援奨学金

● **就労等につなぐ支援の充実**

若者の職業的自立を支援する高岡地域若者サポートステーションや関係機関との緊密な連携によりネットワークを構築・活用し、職業意識の啓発や社会適応等を行います。

＜主な事業・取組＞

高岡地域若者サポートステーションへの支援、ひきこもり支援の充実（再掲）、就労準備支援の活用、生活困窮者支援等のための地域づくりの充実（再掲）

基本目標Ⅱ 全ての子育て当事者への支援体制づくり

施策目標1 妊娠前から親が安心して子育てができるサービスの充実を図ります

こどもを生み育て、子育てに向かい合う親が不安や負担感を乗り越え、子育てに伴う喜びが実感できるよう、こどもの成長過程に応じた切れ目ない支援が求められています。

このため、経済的支援の充実を図るとともに、包括的な相談体制の充実や同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実など、安心して子育てができるようサービスの充実・情報発信を図ります。

施策の方向性（1） 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実

少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、親が安心して妊娠・出産でき、生まれたこどもが健やかに育まれていくためには、こどもの誕生前から切れ目なく家庭を支える母子保健と児童福祉サービスの充実が求められています。

母子の健康水準を向上させるための国民運動計画「健やか親子21」や本市の健康増進計画「健康たかおかスマイルプラン」に基づき、若いうちから望ましい生活習慣の確立と生活習慣病の発症予防に取り組むとともに、保健・医療・教育・福祉等の連携を強化し、包括的な支援ができる体制に取り組みます。

《具体施策と主な事業》

● 妊娠前からの子育て支援・家庭支援の充実と体制強化

安心・安全な妊娠・出産のための健康管理に妊娠前から取り組めるよう、プレコンセプションケア（※）の取組を推進するとともに、プレ妊活健診や特定不妊治療費の助成を行います。

また、妊婦等包括支援事業を行う等、関係機関と連携を図り、妊娠から出産後まで切れ目ないきめ細かな支援に努めます。

※将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと

<主な事業・取組>

母子健康手帳の交付、プレママ・プレパパ教室、妊産婦健康診査、プレ妊活健康診査、乳児家庭全戸訪問（新生児訪問、未熟児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問）、産後ケア事業、妊産婦・乳児養育支援訪問、出生届のオンライン提出、産前産後ヘルパー派遣事業、特定不妊治療費助成、妊婦歯科検診、不育症治療費助成、こどものショートステイ（短期入所）支援事業

● 親の健康づくりの推進

親となる世代が将来のライフプランを考えて、自分の健康に関心を持ち、定期的に健康診査やがん検診を受診し、自分ができる健康づくりの取組を続けられるよう、家庭、学校、地域、職場など様々な場において健康づくりができる環境を醸成します。

<主な事業・取組>

生活習慣病予防健康診査、特定健康診査・特定保健指導、健康づくり出前講座、働く男性の運動教室、ICTを活用した情報発信・健診情報の記録（TAKAOKA アプリ等）、がん検診、地域で取り組む健康づくり、歯周病検診、健康づくり推進懇話会活動

● 子育て支援情報サービスの充実

母子保健事業を通じた保護者との関わりや子育て支援アプリ「ねねットたかおか」等の活用により、親子の健康づくりに関することや地域の子育て支援情報、感染症予防に関すること等、個々の親子の状況に応じた情報の提供に努めます。

<主な事業・取組>

子育て支援冊子の配布、こども版デジタル広報、SDGs啓発イベントでの親子向けコンテンツ提供、ねねットたかおかやTAKAOKAアプリによる情報発信

● 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、保育料、副食費の軽減、児童手当の支給、こども医療費助成等を行います。

また、必要な方が必要な支援を利用できるよう制度の周知に努めます。

<主な事業・取組>

保育料の軽減、副食費の軽減、児童手当、こども医療費助成、特別児童扶養手当、未熟児の医療費助成（養育医療給付）

施策の方向性（2） ひとり親家庭等への支援の充実

子育てを一人で担わなければならないひとり親家庭等に対し、経済的支援や、子育てと仕事の両立等、各種悩みに関する相談などの支援に取り組みます。

≪具体施策と主な事業≫

● ひとり親家庭等の支援

ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、社会的に孤立することがないように、育児での援助や日常生活支援、相談支援など、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当等の活用を促し、経済的負担の軽減や生活の自立、安定、向上を図ります。

<主な事業・取組>

児童扶養手当の支給、ひとり親家庭への医療費助成（ひとり親家庭等医療費助成事業）、学習支援事業、高等職業訓練促進給付金、大学等受験料支援事業、就学資金の貸付、生活・教育資金の貸付、自立支援のための給付金・職業能力開発のための講座受講の支援、母子父子寡婦福祉資金貸付、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、自立支援教育訓練給付金、母子父子相談

施策目標2 共働き・子育ての両立を推進します

子育て当事者が相互に協力し合い、子育てをするとともに家庭と仕事を両立しやすい職場環境づくりの推進など、誰もが仕事と生活の調和が取れた働き方ができる社会の実現を図ります。

施策の方向性（1） 共働き・子育ての両立支援

安心して子どもを生み、子育て当事者が自分らしい生き方を選択しつつ、子どもが健やかに成長できる環境をつくるため、仕事と生活の調和が取れた働き方ができるよう、仕事と子育ての両立支援に取り組みます。

《具体施策と主な事業》

● 男女平等・共同参画意識の啓発

働き方改革を進めるとともに、職場、家庭、地域活動、教育等の様々な場において、子育て当事者がキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備と社会全体の意識醸成を進めます。

＜主な事業・取組＞

男女平等・共同参画の啓発、女性就労促進事業、女性人材バンク、育休取得

● ワークライフバランスの推進及び仕事と子育ての両立支援

共働きが増える中、子育て当事者が希望通り育児休業、時短勤務等を使えるよう、企業に働きかけ、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

＜主な事業・取組＞

多様な勤務形態の定着促進、ワークライフバランスの推進、0～2歳児の保育環境の充実、多様な保育サービスの推進、放課後児童クラブの充実、男性の育休取得（再掲）

施策目標3 次世代の親を育成します

「こどもは地域の宝」であり、次世代を担うこどもたちの健やかな成長を地域社会全体で支えていきます。

結婚や出産に関する価値観が多様化する中で、将来を担うこどもたちが、健全に育ち、そして新たな親として社会に関わりながら子育てを行い、今後の高岡の将来像を描く大きな力となるよう次世代の親育成に取り組みます。

施策の方向性（1） こどもを生み、育てる意識の醸成

将来を担うこどもたちが、家庭を築き、こどもを育てる意義、喜びをイメージできるような施策に取り組みます。

《具体施策と主な事業》

● 結婚を希望する方への支援

多様な価値観が尊重されることを前提とし、結婚を希望する方へ、より多くの出会いの機会を提供するなど、いわゆる婚活に関する支援を行います。高岡地区広域圏事務組合と連携し、出会いの場の創出に努めます。

＜主な事業・取組＞

ボランティアによる婚活支援事業、結婚希望者の研修や出会いの機会づくり、とやまマリッジサポートセンター事業の利用促進、無料婚活相談、若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー、地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験、たかおか出会い交流サポート事業

● 結婚に伴う新生活への支援

新たに婚姻した世帯に対し、結婚の推進及び市内への定住促進を目的として、婚姻に伴う経済的な負担を軽減するため、新居への引越し費用の支援に取り組んでいます。

また、本市の魅力を広く発信し、若者等に係る補助金を支給する等、若者や子育て世帯の移住・定住を促進します。

＜主な事業・取組＞

UIJターンによる人材確保推進事業、移住支援金給付事業、高岡市結婚新生活支援事業

基本目標Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援する環境づくり

施策目標1 地域全体で子育て当事者を支える社会をつくります

こどもが地域社会と関わりながら成長できるよう、こどもの居場所づくりや様々な交流体験、学習活動を推進し、こども自らが社会の一員である喜びを感じることができる社会づくりに努めます。

また保護者とその家族だけでなく、行政や関係機関、地域の人々、企業等が一体となって、社会全体でこどもや子育て家庭を支えていく意識の醸成を図ります。

施策の方向性（1） 地域での子育て支援環境の整備

社会状況やライフスタイルの変化などにより、地域社会のつながりが希薄になるとともに、こどもの集団経験が希薄になりつつあります。このような中、子育て当事者だけでなく、行政や関係機関、地域の人々、企業等が一体となって、社会全体でこどもや子育て当事者を支えていく意識を持つことが必要です。

こどもの居場所づくりを推進するとともに家族・地域がこどもを見守り、こどもが地域の中で育つ環境づくりに努めます。

《具体施策と主な事業》

● 放課後児童対策に係る取組の強化

小学校に就学している児童の放課後等に遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの受入れ体制の整備やサービス内容の充実に取り組みます。また、クラブ運営の安定と質の向上を図るため、支援員等への研修の実施や、支援員の処遇改善等に取り組むとともに、民間活用を進めていきます。

<主な事業・取組>

放課後児童クラブの充実、放課後子ども教室、土曜学習

● こどもの居場所づくりの推進

こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども、子育て当事者の声を聴きながら、居場所づくりを推進します。地域、企業等が居場所づくりを進められる体制づくりに努めます。

<主な事業・取組>

こどもの居場所スタートアップ事業、高岡市地域子育て広場事業、児童館・児童センター
地域交流センターを活用した居場所づくり

● 体験活動の推進

地域、企業等との連携により、多様な遊びや学び、体験、人とのつながりを通じて、心身ともに健やかに成長できる環境を整えます。また、自然体験や社会体験等の場の確保と充実に取り組みます。

<主な事業・取組>

社会に学ぶ「14歳の挑戦」、農業体験活動、地元産業の体験学習（ものづくり・デザイン科）

● 地域の人材の育成

育児不安や子育ての悩みに関する相談を受ける子育てサポーター、こどもたちの体験活動を

支援する専門員など、子育てをサポートする人材の育成に取り組みます。
また、子育て当事者や地域の方がつながりを持ち、地域で子どもを育てるために、子どもや子育て当事者、地域の人々がふれあう機会の充実を図ります。

<主な事業・取組>

家庭教育推進サポーターの養成、ジュニア育成指導者の養成、ファミリー・サポート・センター、地域交流センターの活用

施策目標 2 子育てのための生活環境を整備します

こどもが安全にのびのびと活動できるよう、また子育て当事者が安心して子育てに取り組み、健やかな生活を送ることができるよう、安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。

施策の方向性（1） 安全・安心な生活環境の整備

こどもが健全に育つためには、安全にのびのびと遊べる環境が必要です。

また、こどもたちが安全・安心に生活できるよう、防犯、防災、防火等の視点に立って保護者やその家族が安心して子育てできるまちづくりに取り組みます。

《具体施策と主な事業》

● こどもが安全・安心に過ごせる環境づくり

子育て当事者やその家族が安心して子育てができるよう、通学路等の事故防止や、道路整備を行うとともにこどもたちが自然にふれあいながら、友と遊び、学び、子育て世代をはじめとした市民の交流の場づくりに取り組みます。

<主な事業・取組>

高岡おとぎの森公園魅力向上事業、保育園等周辺道路整備事業、通学路安全交通プログラム
保育園等散歩道の安全点検、用排水路安全施設整備事業、交通安全教室、通学路等の安全対策、遊び環境の整備、交通安全推進団体への活動支援、チャイルドシート使用の啓発

● こども・子育て当事者の目線に立った環境づくり

防犯、防災、防火の視点に立ち、子育て家庭にやさしい環境づくりに取り組みます。また、犯罪被害からこどもを守るため、教育による啓発や関係機関等と連携した取組を推進します。

<主な事業・取組>

こども防火・防災リーダー育成事業、地域自主防犯組織支援事業、子ども 110 番の家の設置促進、市街灯、防犯カメラの増設

基本目標Ⅳ 支援が必要な子どもや家庭を守る体制づくり

施策目標1 全ての子どもや家庭の最善の利益を守ります

子どもにとって最もよいことが何かを考慮され、子どもが心身とともに健やかに育成されることが重要です。

障がいの有無等による差別や、家庭の生活環境、児童虐待により権利を脅かされることなく、全ての子どもが自分らしく健やかに成長できる社会づくりを目指します。

施策の方向性（1） こどもの貧困対策

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、子ども一人一人が未来に向けて夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に取り組みます。

《具体施策と主な事業》

● 世代間の貧困の連鎖を防止する取組の推進

こどもの貧困を解消し、家庭の状況に関らず、全ての子どもが質の高い教育を受け、多様な経験を通して成長できるよう、教育費負担の軽減や、地域で学習支援等を行います。

<主な事業・取組>

学習支援事業、子ども食堂の支援、家庭教育推進サポーターの養成（再掲）

● こどもの生活の安定に資するための支援の推進

経済的に厳しい状況にある子どもやその保護者が、日常生活において必要な支援を受けることができる体制の充実に取り組みます。また、子ども食堂に対する支援等により、子どもや子育て当事者に食事を提供します。

<主な事業・取組>

保育料・副食費の軽減、就学援助、生活保護、児童扶養手当、市営住宅

母子父子就業相談、ハローワークとの連携、大学等受験料支援事業（再掲）、母子父子寡婦福祉資金貸付（再掲）、自立支援教育訓練給付金（再掲）、高等職業訓練促進給付金（再掲）、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（再掲）、ひとり親家庭高等学校操業程度認定試験合格支援事業（再掲）、高岡市荻布奨学金（再掲）、高岡市人づくり奨学資金（再掲）、たかおか留学奨学資金（再掲）、高岡市海外留学支援奨学金（再掲）

施策の方向性（２） 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援

虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている中、市では令和6年4月に母子保健と児童福祉の両機能が一体となった相談支援機関として「こども家庭センター」を設置し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで包括的に切れ目なく対応するよう努めています。

《具体施策と主な事業》

● 虐待発生を予防する取組の推進

児童虐待はこどもの権利の侵害であり、社会全体で取り組むべき課題であることを啓発し、適切に相談・支援ができるよう取り組みます。また、ヤングケアラーの広報啓発に努め、福祉、介護、医療、教育等の情報共有・連携に努めます。

<主な事業・取組>

相談支援体制の充実、虐待に関する正しい知識の普及啓発、乳幼児健康診査（再掲）、産後ケア事業、虐待防止啓発用冊子の配布、妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問（新生児訪問、未熟児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問）、養育支援訪問、こどものショートステイ（短期入所）支援（再掲）

● 早期発見、早期対応に対する取組の推進

関係機関との連携を密にし、早期発見、再発防止、社会的自立に至るまでの総合的な支援・ケア体制の強化に取り組みます。

<主な事業・取組>

相談支援体制の充実、相談窓口、児童虐待相談ダイヤル「189」の周知、こどものショートステイ（短期入所）支援（再掲）、乳幼児健診未受診者・未就園等のこどもに関する定期的な安全確認、要保護児童対策地域協議会との連携、家庭訪問、ヤングケアラーヘルパー派遣

施策の方向性（３） 障がい児・医療的ケア児等への支援

障がい児、医療的ケア児等、特性のあるこどもの地域社会への参加を推進し、それぞれのこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、切れ目ない一環した支援対策の構築に取り組みます。

《具体施策と主な事業》

● 乳幼児期からの早期療育支援

関係機関等と連携し、特性のあるこどもの早期発見・早期療育に努めるとともに、切れ目のない相談支援体制を構築します。

<主な事業・取組>

保育所等への訪問支援、乳幼児健康診査（再掲）、幼児保健相談、きずな子ども発達支援センターにおける相談

● 専門的支援が必要な障がい児等への支援の強化

障がい児や医療的ケア児等専門的支援が必要なこどものライフステージに合わせて、地域の保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供に取り組みます。また、障がいに応じた診察、訓練、保育等の療育支援を行います。

<主な事業・取組>

未熟児の医療費助成（養育医療）、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、自立支援医療（育成医療）、放課後等デイサービス、特別支援教育就学奨励、特別支援学級、院内学級、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、保育所等での障がい児の保育、児童発達支援、医療的ケア児の保育（再掲）

基本目標Ⅴ こどもの意見を大切にした施策づくり

施策目標1 こどもの意見を施策づくりに活かしていきます

こどもが権利の主体であることを認識してもらえるよう、広く周知・発信するとともにこどもの意見を聴収する機会づくりに努めていきます。

施策の方向性(1) こどもの社会参画・意見反映

こどもの意見を聴くための取組を推進し、その意見に基づき、こどもをまんなかに据えた施策への反映を進めます。

《具体施策と主な事業》

● こどもの社会参画・意見反映の取組の推進

こどもが必要な情報や正しい知識を学び、それらに基づき、生活の場をはじめとする様々な場で安心して意見を表明できる機会を提供するとともに、意見を反映する仕組みを整えます。また、反映した結果をフィードバックすることで、さらなるこどもの社会参画、意見反映につなげます。

＜主な事業・取組＞

こどもが参画しやすいイベント等の実施、こども提案箱、こども出前講座

● こどもまんなか社会の周知啓発

こども達の年齢に応じた出前講座等を実施することにより、市の取組に興味、関心をもってもらうとともにこどもたちが権利の主体であることの理解も深めていきます。

こどもの権利を守るという意識を社会に浸透させるため、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を行います。

＜主な事業・取組＞

こども出前講座（再掲）、人権教室・人権標語コンクール

第5章 評価指標の設定

計画の質的な成果を客観的に評価・点検するため、評価指標を設定します。

■基本目標Ⅰ 全てのこどもへの支援体制づくり

項目	R 6 (現状値)	R11 (目標値)
産前産後支援事業所数 (産後ケア、産前産後ヘルパー事業所等)	10 事業所	12 事業所
多様な保育サービス実施事業所数 (病児保育、病後児保育、体調不良児等)	109 事業所	112 事業所
乳児家庭全戸訪問実施率	99.8%	100%

■基本目標Ⅱ 全ての子育て当事者への支援体制づくり

項目	R 6 (現状値)	R11 (目標値)
ワークライフバランス推進事業所認定数	77 事業所	107 事業所
子育てに不安・負担感が解消したと回答する 子育て当事者の割合 (アンケート)	70.2%	50.0%
1人あたりの子育て支援アプリのアクセス回数	15 回/年	52 回/年

■基本目標Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援する環境づくり

項目	R 6 (現状値)	R11 (目標値)
放課後児童クラブの受入れ可能児童数	1,449 人	1,654 人
民設民営放課後児童クラブ数	5 事業所	9 事業所
公設民営放課後児童クラブ数	35 事業所	36 事業所
こどもの居場所数 (地域子育て広場、こども食堂等)	11 事業所	31 事業所

■基本目標Ⅳ 支援が必要なこどもや家庭を守る体制づくり

項目	R 6 (現状値)	R11 (目標値)
特性のあるこどもの支援事業所数 (放課後等デイサービス、児童発達支援、医療的ケア等)	50 事業所	60 事業所
支援団体数 (こども食堂、学習支援事業所、子育て世帯訪問支援事業所 等)	8 事業所	13 事業所

■基本目標Ⅴ こどもの意見を大切にした施策づくり

項目	R 6 (現状値)	R11 (目標値)
児童・生徒へのアンケートの回答率	57.1%	70%
高岡に住み続けたいと回答する児童生徒の割合 (アンケート)	37.1%	50%
こどもまんなかのイベントの数 (参考 市のイベント一覧 98 件)	-	80 件

第6章 教育・保育サービスの提供

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、市全域を7区域として設定していました。

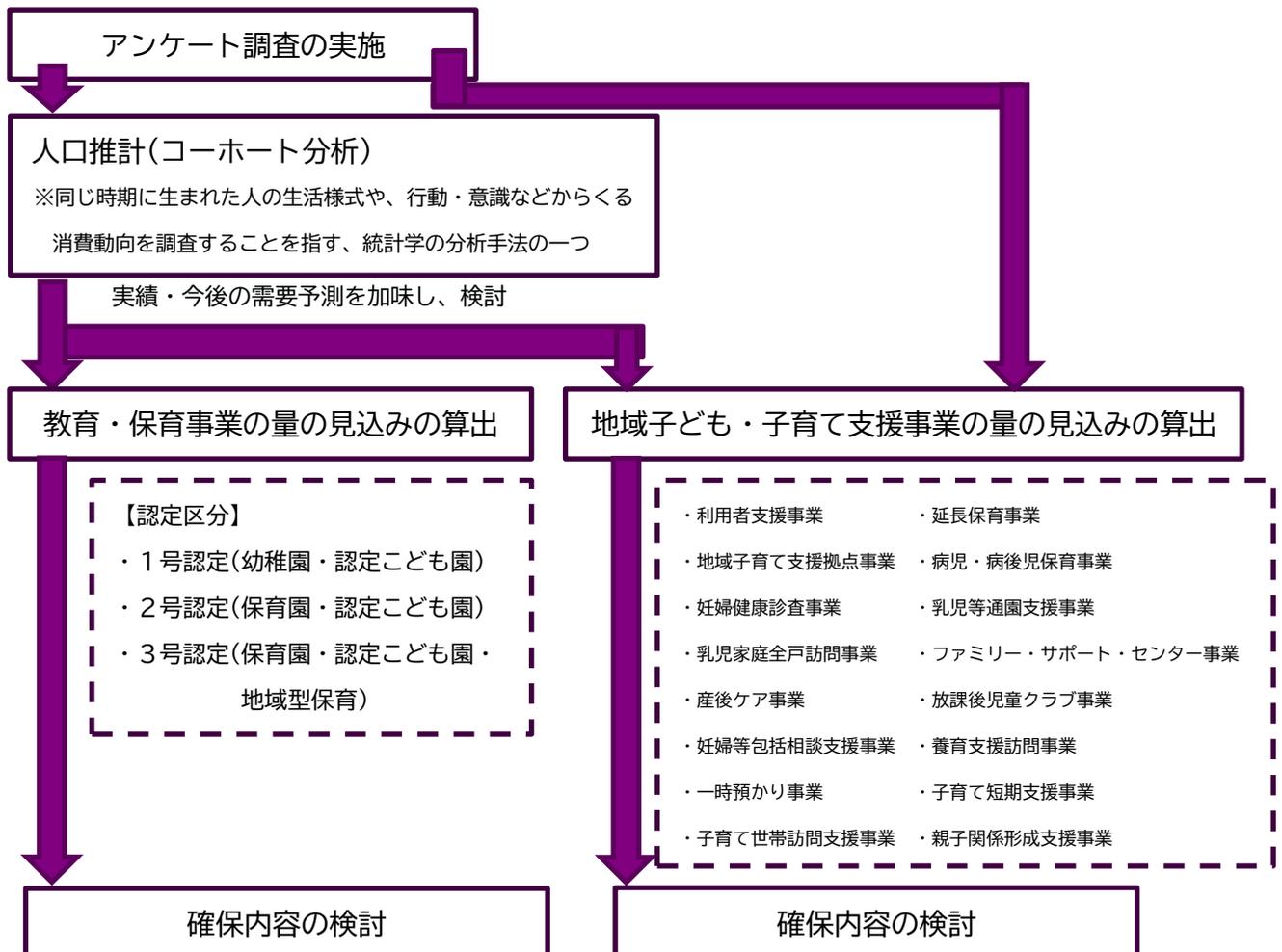
第3期については、保護者が質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を区域に限らず、ニーズに合わせて受けていることを踏まえ、市域を1区域とします。

2 量の見込みの算出の考え方

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、具体的な目標設定を行います。

量の見込みは地域の実情等を考慮し、保護者に対して実施する利用希望把握調査やこれまでの支給設定の実績値の推移の傾向を勘案して算出しています。また、算出した量の見込みに対応できるように、今後の方向性を設定しています。

■量の見込みの算出の流れ



3 事業ごとの量の見込みと今後の方向性について

子ども・子育て支援事業計画では、市町村は地域の実情に応じて、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その需要量の推計値「量の見込み」と、供給量である「確保方策」を定めるものとされています。令和5年度実績は、実績値として子どもたちが利用した需要量を記載しています。

(1) 教育・保育事業の量の見込みと今後の方向性

①保育事業（保育園・認定こども園（2号保育ニーズ・3号））・地域型保育事業

【事業概要】

保護者の就労や病気などで、家庭で子どもを保育することができない場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。

本市には、保育園・認定こども園が49か所（認可保育所25か所、認可認定こども園22か所、事業所内保育所2か所）あります。

【今後の方向性】

供給量（確保方策）は、原則として各年齢区分ごとに年度初時点の利用定員としています。

なお、0～2歳児については今後、利用児童数の増加が見込まれるため、施設の整備や定員の増加を推進する等により、定員の確保に努めていきます。

■ 0歳児（保育）

令和5年度利用児童数実績	174人
--------------	------

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	142	140	137	136	132
市内	142	140	137	136	132
②供給量（確保方策）	313	313	313	313	313
特定教育・保育施設※ ₁	304	304	304	304	304
特定地域型保育事業※ ₂	9	9	9	9	9
②－①過不足	171	173	176	177	181

■ 1歳児（保育）

令和5年度利用児童数実績	745人
--------------	------

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	753	773	792	812	823
市内	753	773	792	812	823
②供給量（確保方策）	823	823	823	823	823
特定教育・保育施設※ ₁	807	807	807	807	807
特定地域型保育事業※ ₂	16	16	16	16	16
②－①過不足	70	50	31	11	0

■ 2歳児（保育）

令和5年度利用児童数実績	769人
--------------	------

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	769	756	743	729	716
市内	769	756	743	729	716
②供給量（確保方策）	963	963	963	963	963
特定教育・保育施設※ ₁	948	948	948	948	948
特定地域型保育事業※ ₂	15	15	15	15	15
②－①過不足	194	207	220	234	247

※1：幼稚園(市町村が資格認定し利用できるもの)、保育園、認定こども園

※2：0～2歳のみを保育する小規模な保育施設（小規模保育(19人以下の保育)、事業所内保育(従業員と地域の子の保育)等)

■ 3 - 5歳児（保育）

令和5年度利用児童数実績	1,932人
--------------	--------

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	1,986	1,930	1,875	1,819	1,764
市内	1,986	1,930	1,875	1,819	1,764
②供給量（確保方策）	2,883	2,883	2,883	2,883	2,883
特定教育・保育施設※ 1	2,883	2,883	2,883	2,883	2,883
②-①過不足	897	953	1,008	1,064	1,110

※1：幼稚園(市町村が資格認定し利用できるもの)、保育園、認定こども園

②教育事業（幼稚園・認定こども園（1号・2号教育ニーズ））

【事業概要】

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする事業です。

本市には、幼稚園・認定こども園が25か所（幼稚園：私立3か所、認定こども園：公立1か所、私立21か所）あります。

【今後の方向性】

供給量（確保方策）は、各年度の利用定員の見込みとします。

■ 3 - 5歳児（教育※）

令和5年度利用児童数実績	1,279人
--------------	--------

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	983	981	940	908	890
市内	983	981	940	908	890
②供給量（確保方策）	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
特定教育・保育施設※ 1	490	490	490	490	490
確認を受けない幼稚園※2	730	730	730	730	730
②-①過不足	237	239	280	312	330

※幼稚園等の利用を希望するが、保育を必要とするこどもを含みます。

※1：幼稚園(市町村が資格認定し利用できるもの)、保育園、認定こども園

※2：幼稚園(市町村の資格認定なく利用できるもの)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市が地域の実情に応じて計画に記載し実施する地域子ども・子育て支援事業については、次のとおりであり、各々の事業について、量の見込みと確保方策を定めます。

■地域子ども・子育て支援事業の種類

事業名	種別	備考
①利用者支援事業	相談	
②地域子育て支援拠点事業	相談	
③妊婦健康診査事業	妊産婦支援	
④乳児家庭全戸訪問事業	妊産婦支援	
⑤産後ケア事業	妊産婦支援	
⑥妊婦等包括相談支援事業	妊産婦支援	
⑦一時預かり事業	保育	
⑧延長保育事業	保育	
⑨病児・病後児保育事業	保育	
⑩乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育	令和6年度から実施
⑪ファミリー・サポート・センター 事業	就学児	
⑫放課後児童クラブ事業	就学児	公設民営は小学校区ごとに設置
⑬養育支援訪問事業	要支援	
⑭子育て短期支援事業	要支援	令和6年度から実施
⑮子育て世帯訪問支援事業	要支援	令和6年度から実施
⑯親子関係形成支援事業	要支援	令和7年度から実施予定

①利用者支援事業

【事業概要】

こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本市では、高岡市役所及び保健センターにこども家庭センターを設置しているほか、子育て支援センター等において、情報提供や相談・助言等を行います。

【今後の方向性】

子育て支援のための施設やサービスに関する情報提供・相談については、5か所（子ども・子育て課窓口、健康増進課窓口、子育て支援センター（3か所））で確保できるものと考えます。

引き続き、利用者が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、サポート体制の確保に努めます。

令和5年度実績	5か所
---------	-----

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	5	5	5	5	5
②供給量（確保方策）	5	5	5	5	5
②－①過不足	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育て相談、情報提供、助言などの支援を行う事業です。

子育て支援センター3か所において、育児相談・指導、子育てボランティアの育成、子育て情報の提供など各種の子育て支援事業を実施します。

【今後の方向性】

子育て支援センター3か所での利用可能数とし、現在の供給体制を維持することで確保に努めます。

令和5年度実績	27,921回
---------	---------

単位：回、か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要量（量の見込み）	29,000	30,000	31,000	32,000	33,000	
②供給量 （確保方策）	利用者数	29,000	30,000	31,000	32,000	33,000
	実施箇所数	3	3	3	3	3
②－①過不足	0	0	0	0	0	

③妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦に対して定期的に健康診査を実施することにより、異常を早期発見し、適切な治療や保健指導に結び付け、健康の保持及び増進を図り、安全で安心して出産ができるように支援する事業です。

妊婦健康診査の14回分を公費助成しており、県外医療機関での健診費用についても助成します。また、超音波検査やH T L V - 1 抗体検査、クラミジア抗原検査等を実施します。

【今後の方向性】

需要量（量の見込み）全てに対応することから、供給量（確保方策）は需要量と同数としており、現在の提供体制を維持することで確保に努めます。

健診回数：妊婦1人あたり14回
 実施体制：医療機関（県内）との委託契約
 実施期間：通年実施
 検査項目：国の通知により定める基本的な妊婦健康診査項目

令和5年度実績	1,361人日
---------	---------

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	1,350	1,442	1,419	1,383	1,363
②供給量（確保方策）	1,350	1,442	1,419	1,383	1,363
②-①過不足	0	0	0	0	0

④乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

子育ての孤立化を防ぐため、生後3か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供や相談を行うとともに、養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

乳児のいる全ての家庭を対象として実施しています。また、従事者の研修会やケース検討会議を開催し、関係機関と連携を図ります。

【今後の方向性】

需要量（量の見込み）全てに対応することから、供給量（確保方策）は令和7年度需要量と同数としており、供給体制を維持することで確保に努めます。

乳児やその保護者の心身の疲労や健康状況、養育環境を把握し、保健指導を実施するとともに、支援が必要な保護者に対して、虐待予防の視点も含め、関係機関と連絡調整を図り、適切なサービスに結びつけます。

令和5年度実績	826件
---------	------

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	915	901	890	878	865
②供給量（確保方策）	915	915	915	915	915
②－①過不足	0	14	25	37	50

⑤産後ケア事業

【事業概要】

産後ケアを必要とする産後4か月未満(訪問ケアのみ産後1年未満)の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を、施設に宿泊するショートスティ型、日帰り利用するディケア型、利用者の自宅に助産師等が何回訪問型の方法で提供するサービスです。各サービスは産婦1人あたり、各7日まで利用できます。令和6年度から、自己負担費用の助成として、産後ケアクーポン券を発行しています。

本市では、平成27年度から実施しています。

【今後の方向性】

需要量(量の見込み)全てに対応することから、供給量(確保方策)は令和7年度需要量と同数としており、供給体制を維持することで確保に努めます。

令和5年度実績	178回
---------	------

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量(量の見込み)	382	378	375	372	369
②供給量(確保方策)	382	382	382	382	382
②-①過不足	0	4	7	10	13

⑥妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等に対して妊娠届出時の面談、妊娠8か月アンケート調査、出産後の面談を行い、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく、子育てに関する情報の提供や伴走型の相談支援を行う事業です。本市では、令和5年1月から実施しています。

【今後の方向性】

支援が必要な対象に適時面談等を実施するため、供給量(確保方策)は令和7年度需要量と同数とし、供給体制を維持することで確保に努めます。

また、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、母子保健・児童福祉の両機能の連携協働を深め、児童虐待への予防的な支援から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく対応するように努めます。

令和5年度実績	1,755回
---------	--------

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量(量の見込み)	1,986	1,962	1,942	1,921	1,900
②供給量(確保方策)	1,986	1,986	1,986	1,986	1,986
②-①過不足	0	24	44	65	86

⑦一時預かり事業

i) 幼稚園における預かり保育事業

【事業概要】

幼稚園等に在籍する園児を通常の教育時間の開始前や終了後、又は、夏休み等の長期休園期間中に預かる事業です。

幼稚園3か所、認定こども園10か所で実施します。

【今後の方向性】

令和6年度の受入れ可能人数見込を、各年度の供給量（確保方策）としました。

令和5年度実績	一時的な利用	6,964回
	恒常的な利用	12,502回
	合計	19,466回

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	20,244	19,709	19,174	18,639	18,104
一時的な利用	6,614	6,439	6,264	6,089	5,914
恒常的な利用	13,630	13,270	12,910	12,550	12,190
②供給量（確保方策）	23,044	23,044	23,044	23,044	23,044
②-①過不足	2,800	4,005	5,211	6,416	7,622

ii) 未就園児の一時預かり＋ファミリー・サポート・センター

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

認定こども園、保育所（28か所）、地域子育て支援拠点（高岡子育て支援センター）（1か所）、ファミリー・サポート・センター（1か所）にて実施します。

【今後の方向性】

需要量（量の見込み）全てに対応することから、供給量（確保方策）は令和5年度の供給量で見込み、供給体制を維持することで確保に努めます。

令和5年度実績	2,060回
---------	--------

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	2,164	2,164	2,164	2,164	2,164
②供給量（確保方策）	2,272	2,272	2,272	2,272	2,272
一時預かり＋ファミリー・サポート・センター	2,272	2,272	2,272	2,272	2,272
②－①過不足	108	108	108	108	108

⑧延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日、利用時間以外の日や時間において保育所等で保育を実施する事業です。

認定こども園、保育所24か所で実施します。

【今後の方向性】

令和6年度の受入れ可能人数見込を、各年度の供給量（確保方策）とし、供給体制を維持することで確保に努めます。

令和5年度実績	1,000人
---------	--------

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	953	954	955	956	957
②供給量（確保方策）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②－①過不足	47	46	45	44	43

⑨病児保育事業

【事業概要】

病児や病後児を病院・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業です。

本市では、病児対応型を2か所、病後児対応型を3か所、体調不良児対応型を30か所で実施します。

【今後の方向性】

体調不良児対応型、病児・病後児対応型の受入れ人数を供給量（確保方策）とし、体調不良児対応型の提供体制の継続に努めるとともに、病児・病後児保育の受入れ人数の拡大により確保に努めます。

令和5年度実績	7,600回
---------	--------

単位：回、か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要量（量の見込み）	8,080	8,486	8,892	9,298	9,705	
②供給量（確保方策）	10,272	10,272	10,272	10,272	10,272	
病児・病後児対応型	利用者数	980	1,030	1,079	1,128	1,178
	実施箇所数	5	5	5	5	5
体調不良時対応型	利用者数	7,100	7,456	7,813	8,170	8,527
	実施箇所数	30	30	30	30	30
②－①過不足	2,192	1,786	1,380	974	567	

⑩乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

本市在住の0歳6か月から満3歳未満の未就学児について、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

本市では、令和6年11月から公立保育所1か所で試行的事業を実施し、令和7年度は地域子ども・子育て支援事業（補助事業）として実施した上で、令和8年度以降は通園給付制度として実施する予定です。

【今後の方向性】

令和6年度の受け入れ可能数を、各年度の供給量（確保方策）としました。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	30	30	30	30	30
②供給量（確保方策）	35	35	35	35	35
②－①過不足	5	5	5	5	5

⑪ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市全域を実施区域として、高岡市ファミリー・サポート・センター事務局が会員登録や仲介を実施します

【今後の方向性】

過去5年間のファミリー・サポート・センターの受入れ実績の平均値を、各年度の供給量（確保方策）としています。

需要量（量の見込み）全てに対応することとし、供給量（確保方策）は令和6年度現在の協力会員で見込み、供給体制を維持することで確保に努めます。

令和5年度実績	低学年	33回
	高学年	76回
	合計	109回

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	143	143	143	143	143
低学年	106	106	106	106	106
高学年	37	37	37	37	37
②供給量（確保方策）	212	212	212	212	212
②－①過不足	69	69	69	69	69

⑫放課後児童クラブ事業

【事業概要】

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

市内21小学校区全ての地区において、計35か所の放課後児童クラブを開設しているほか、令和6年度現在で5か所の民間学童が開設されています。

【今後の方向性】

各年度の受入れ可能数を確保方策としましたが、今後、利用ニーズが増加し、児童の受入れが困難になると見込まれる校区については、民間学童、小学校の余裕教室の活用などを検討しながら、計画的に受入れ体制の確保に努めます。

令和5年度実績	低学年	1,256人
	高学年	85人
	合計	1,341人

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	1,489	1,563	1,600	1,619	1,629
②供給量（確保方策）	1,489	1,574	1,614	1,654	1,654
②－①過不足	0	11	14	35	25

⑬ 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対し、継続的に家庭訪問や電話による相談支援を実施し、養育に関する助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、従事者の研修会やケース検討会議を開催し、関係機関と連携を図ります。

【今後の方向性】

特定妊婦や要支援家庭等、支援が必要な対象に適時訪問を実施するため、供給量（確保方策）は令和7年度需要量と同数とし、供給体制を維持することで確保に努めます。

また、妊娠届出、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業及び産科医療機関、厚生センターとの連携により対象者を把握するとともに、継続的な訪問指導の実施に努めます。

令和5年度実績	78人
---------	-----

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	81	80	79	78	77
②供給量（確保方策）	81	81	81	81	81
②－①過不足	0	1	2	3	4

⑭ 子育て短期支援事業

【事業概要】

児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、保護者の疾病その他の理由により家庭において、児童を養育することが一時的に困難になった児童を、乳児院や里親居宅において一定期間養育を行う事業です。

2歳未満は富山県立乳児院で2歳以上は里親居宅で実施します。

【今後の方向性】

需要量（量の見込み）は就学前アンケートの「不定期に利用している夜間養護等事業の利用」の割合を基にしています。需要量（量の見込み）全てに対応することを目指し、供給量（確保方策）は令和6年度の供給量で見込み、供給体制を維持することで確保に努めます。

令和5年度実績	-人日
---------	-----

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	40	40	40	40	40
②供給量（確保方策）	75	75	75	75	75
②－①過不足	35	35	35	35	35

⑮子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本市では、令和6年度から実施しています。

【今後の方向性】

各年度の受入れ可能数を確保方策としました。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	10	10	10	10	10
②供給量（確保方策）	10	10	10	10	10
②－①過不足	0	0	0	0	0

⑯親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

本市では、令和7年度から実施します。

【今後の方向性】

各年度の受入れ可能数を確保方策としました。

単位：人

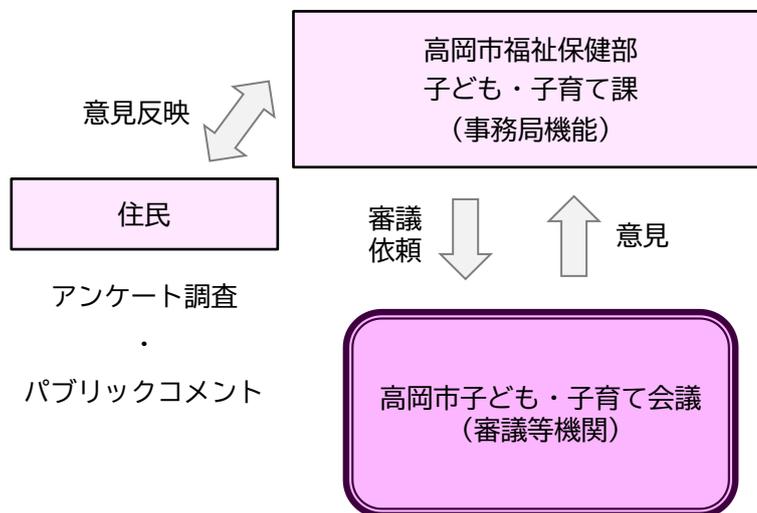
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	36	36	36	36	36
②供給量（確保方策）	36	36	36	36	36
②－①過不足	0	0	0	0	0

第7章 計画の管理について

1 計画の実行体制

本計画の運用に当たっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づいて設置した「高岡市子ども・子育て会議」の中で、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行っていきます。また、こどもをまんなかに据えた取組を進め、子育て家庭や中学生・高校生等の若者の生活に必要な施策・事業を推進していくため、子育て家庭や中学生・高校生等の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を運用するために必要な基礎データの収集を目的としてアンケート調査を実施していきます。

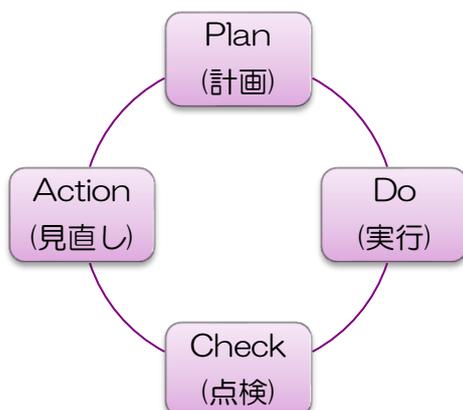
※アンケート調査結果については、本市ホームページ（ ）に掲載していきます。



2 計画の進捗状況の管理・評価

計画を効果的に推進するために、PDCAサイクルに基づき、子ども・子育て会議において各施策・事業の実施状況を各年度において把握・点検を行い、計画の見直しを図ります。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 計画の策定過程

月 日		概 要
令和5年 令和6年	12月 4月	子育て施策の需要に関するアンケート 就学前児童・就学時児童保護者 中学2年生・高校2年生
令和6年	7月1日	第1回高岡市子ども・子育て会議 〔基本目標、基本施策の提示〕
	10月2日	第2回高岡市子ども・子育て会議 〔施策体系、骨子案の提示〕
	12月20日	第3回高岡市子ども・子育て会議 〔計画素案の提示〕
令和6年12月20日 ～令和7年1月20日		パブリックコメントの実施
令和7年	2月 日	第4回高岡市子ども・子育て会議 〔計画最終案の提示〕
	3月31日	計画策定

2 高岡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 17 日

条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、高岡市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第 3 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉保健部子ども・子育て課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 高岡市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	役職等
会長	炭谷 靖子	元富山福祉短期大学学長・特任教授
副会長	石動 瑞代	富山短期大学教授
委員	梶 奈緒	公募委員
	蟹谷 旭	公募委員
	古村 佳子	公募委員
	山下 加名	高岡市 PTA 連絡協議会理事
	八田 正人	高岡市保育所・認定こども園連盟会長 (みつば保育園園長)
	畠山 遵	高岡市私立幼稚園・認定こども園協会会長 (認定こども園こぼと幼稚園園長)
	吉田 真寿美	高岡市小学校長会 (戸出東部小学校校長)
	吉澤 誠	高岡市放課後児童育成クラブ運営連絡協議会理事
	角田 美幸	高岡市手をつなぐ育成会理事
	串田 幹夫	公益財団法人たかおか女性アカデミー代表理事
	金田 卓也	株式会社富山銀行取締役経営管理部部長
	三浦 功	連合富山高岡地域協議会事務局次長
	板戸 通雄	高岡児童相談所次長
	山本 央子	高岡市母子寡婦福祉会会長
	稲見 年美	公益社団法人富山県看護協会理事
	柳 美喜子	高岡市男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク代表
高畠 康代	地域女性ネット高岡副会長	
六瀬 栄巳子	高岡市民生委員児童委員協議会理事	

高岡市こども計画（仮称）

令和7年3月発行

編集・発行：高岡市福祉保健部子ども・子育て課

〒933-8601

富山県高岡市広小路7番50号

T E L 0766-20-1393

F A X 0766-20-1665

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/>